

令和7年度

第1回島根県公共事業再評価委員会議事録

令和7年6月30日（月）

島根県

令和7年度 第1回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	令和7年度 第1回島根県公共事業再評価委員会
日時	令和7年6月30日（月） 13:00～17:00
場所	島根JAビル 本館 5階 大会議室
出席者	<p>●委員 今井順一、上野和広、小倉加代子、佐藤真理、建井順子、 豊田知世、長廻英夫、原 裕子、堀田崇由 （敬称略）</p> <p>●県 土木部 技監、土木総務課長、技術管理課長 道路建設課 企画調査 課長補佐 他 国道建設 課長補佐 他 県道建設 課長補佐 他 河川課 河川海岸整備/維持 課長補佐 他 港湾空港課 港湾建設/港湾計画 課長補佐 他 砂防課 砂防/急傾斜保全 課長補佐 他 都市計画課 公園/街路 課長補佐 他</p> <p>農林水産部 参事 農村整備課 基盤整備 課長補佐 他 水産課 計画 課長補佐 他 沿岸漁業振興課 主任</p> <p>事務局 技術管理課 調整監 他</p>

<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・令和7年度第1回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・令和7年度島根県公共事業再評価委員会スケジュール（案） ・委員会における課題整理の流れ ・令和7年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・令和7年度公共事業再評価対象事業地区 事業費負担割合一覧表 ・島根県公共事業再評価実施後（H27以降） 完了地区 ・令和7年度公共事業再評価対象事業 対応方針（案） ・環境配慮事項一覧 ・島根創生計画第2期〈抜粋〉 ・島根県公共事業再評価委員会委員名簿 ・島根県公共事業再評価実施要綱、島根県公共事業再評価委員会設置要綱、島根県公共事業再評価委員会運営要領
-------------	--

令和7年度公共事業再評価対象事業一覧表

【県事業】

所管課	事業名	地区名 (又は箇所名、工区名等)
農林水産部 農村整備課	1. 農村地域防災減災事業	させ 佐世地区
農林水産部 水産課	2. 水産流通基盤整備事業	はまだ 浜田地区
	3. 水産環境整備事業	おき どうぜん どうご 隠岐（島前・島後）地区
土木部 道路建設課	4. 国庫補助事業	国道431号 まつえきたどうろ 松江北道路
	5. 無電柱化補助事業	国道432号 おおば 大庭バイパス
	6. 防災安全交付金事業	かけやだいとう にしだに (一)掛合大東線 西谷工区
	7. 防災安全交付金事業	きすきなおえていしゃじょう さとがたみじろ (一)木次直江停車場線 里方三代工区
	8. 防災安全交付金事業	はまだやえかべ うしろの (主)浜田八重可部線 後野工区
	9. 無電柱化補助事業	国道431号 ほろまち みなみたち 母衣町～南田町
土木部 河川課	10. 大規模特定河川事業	たまがわ 玉川
	11. 広域河川改修事業	あさくみがわ 朝酌川
	12. 総合流域防災事業	きりのきがわ 桐木川
	13. 総合流域防災事業	しらかみがわ 白上川

所 管 課	事 業 名	地区名 (又は箇所名、工区名等)
土木部 港湾空港課	14. 臨港道路整備事業	浜田港 <small>ふくい</small> <small>ながはま</small> 福井・長浜地区
土木部 砂防課	15. 事業間連携砂防等事業	<small>のなみ</small> 野波D
	16. 防災安全交付金事業	<small>たまつくりにし</small> 玉造西1地区
	17. 防災安全交付金事業	<small>なかぐみしもたに</small> 中組下谷川
	18. 防災安全交付金事業	<small>いぬぐ</small> 犬来地区
	19. 事業間連携砂防等事業	<small>なかべつぶ</small> 中別府川
土木部	20. 防災安全交付金事業	<small>まつえくまの</small> (都)松江熊野線
都市計画課	21. 防災安全交付金事業	<small>しんもんどお</small> (都)神門通り線(2工区)

1. 開会
2. 挨拶（土木部技監）
3. 委員紹介
4. 出席者紹介
5. 議事

<再評価委員会について>

- ◎委員会が成立していることについて、事務局から報告
- ◎再評価を受ける事業の島根創生計画での位置づけ及び環境配慮について、事務局から説明

<会長の選出>

- ◎委員の互選により会長を選出

<会長挨拶>

○（会長） 御指名いただきました、ラストランということで、2年間この会議をスムーズに進行させていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

この委員会ですけれども、先ほど御挨拶にもありましたが、気候変動に伴う災害が増加しておりますので、今後も災害リスクというものは高まっていくことが予測されておりますし、社会情勢の変化で、物価高騰、人材不足もありますし、島根県は特に過疎化、高齢化の問題も非常に多くありますので、これからの社会システムの在り方自体も考えていかながら公共事業の在り方を見直していかなければいけない時代になっているのかなと思っておりますので、ぜひ皆様からも忌憚ない御意見いただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<会長代理、議事録署名者の指名>

◎会長が会長代理、議事録署名者を指名

(1) 再評価対象事業全箇所の説明

○(会長) それでは、議事次第に従いまして、議題(1)再評価対象事業全箇所の説明を始めます。

本日の委員会では、全部で21か所を審議することとしています。これから県の担当事業課から順次説明してもらいますが、箇所が多いので、簡潔に説明をいただけたらと思います。

委員の皆様には、事前に資料を、目を通されていますので、その辺りを踏まえて、事業説明は1か所を5分以内での説明をお願いします。

質疑応答ですが、事業課ごとに行いたいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

◎事務局から説明順、留意点を説明

○(会長) それでは、農村整備課から、番号1の箇所の説明をお願いします。

【農林水産部 農村整備課 説明】

1. 農村地域防災減災事業 佐世地区

○(会長) ありがとうございます。それでは、こちらの説明につきまして、御意見、質問等ありましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

○(委員) 今、災害発生時の避難路というお話だったんですが、避難路ってちょっとうろ覚えなんですけど、何か指定とかが幾つかあったと思うんですけど、どういう指定になるのでしょうか。

○(農村整備課) 雲南市の地域防災計画の中で指定をされます。農道は、避難路として3m以上必要ですが、現道は有効幅員が3mであり、降雨時に小崩壊があったときに避難路として利用できないというところで、今は指定されていません。整備をされて道路幅

員が5 mになることで、小崩壊が起きた場合でも、3 m以上の幅員が確保できます。農道が整備されることによって、避難路としての指定が見込まれています。

○（会長） ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） そのほかありませんでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

○（委員） すみません、費用対効果のところちょっと教えていただきたいんですけども、これまでこの委員会のほうで、よく一般道の費用対効果についてお聞きをする機会があったんですが、今回農道ということで、こういった一般の道路の場合と農道の場合で、この費用対効果の算定の方法っていうのは異なってくるのでしょうか。

○（農村整備課） 図面の右下の方、久野の農地と示していますが、ピンク色で着色しているところが受益農地となっており、そこで生産される農産物を左上の方、カントリーエレベーターまで輸送をしていくのに現道を利用するよりも時間的にも距離的にも短縮をされます。あとは、幅員が拡張されることで、これまで軽トラで輸送していたものが2トン車を使った輸送に変えることができます。これらの農業交通の効果を見込んでいます。それに加えて一般交通のほうも効果を見込んでおり、交通量調査をした結果から効果を算定しています。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。

そのほかありませんでしょうか。

じゃあ、私から1点。ここの目的に防災減災も入っているんですけども、こちらの便益も費用対効果には入ってくるものなのか、教えていただけたら。

○（農村整備課） 防災減災事業ということで、この農道が原発の30キロ圏内に入っており、久野の方に旧久野小学校があつて、有事の際には、一旦そこに集合して東広島のほうに移動します。このとき、佐世集落の方々が利用されます。今、農林水産省の効果算定では、そういった避難路としての効果は見込まれていないので、純粋に農業交通と一般交通の効果を算定しています。

○（会長） なるほど。分かりました。ありがとうございます。

そのほか。委員、お願いします。

○（委員） 1点教えていただきたいんですけど、農地と一般道路の区分けというのは、

どこからの領域が農地、どこからの領域が一般道路というふうに道が決定されるものなのかというのを教えていただけますか。

○（農村整備課） 基本的には、現道が農道として位置づけられており、その農道の幅員が足りてないということで、今回整備をしたものです。もともと一般道ではなく、農道として整備されたもので、その農道を今回拡幅するものです。

○（委員） 意味は分かるんですけど、もともと農道と一般道っていうのは、それは法律に基づいてそういうふうに決められてるということでございますか。

○（農村整備課） 道路法上の道路としてもともと位置づけられたものではなくて、農業用の道路として整備されたものの拡幅を今回行うという形です。

○（委員） 上は農道で下の緑色は一般道路だね。何でこのように農道を分けとる。

○（技監） 農道と道路、大体走ってると同じような感じですけど、一応、始まりとして、一般交通のためにある、特に大きな2地点を結ぶようなものが一般、道路法上の道路になってまして、それとは別に、まさに沿道の農業の振興であるとか、そういった目的を持って別途整備されてるのが農道になってございます。だから、何ていうんですかね、一般的にある地点と地点間を結んで網の目のようにしていく道路網と、そういった農業っていう目的に着目して、ここには道路が、農業的にあったほうがいいたろうっていうところを整備されているのが農道だということなんです。

○（委員） これって制定者っていうか、農道を設定するとか、あるいは、道路はどなたが、管理者が制定されるんですか。こういう農道は、農道って指定するっていうのは、首長権限ですか？

○（農村整備課） 基本的には、土地改良法に基づいて農家の方々からの申請によって造られるのが農道です。

○（委員） 土地改良法に基づいて整備がスタートしていくと。

○（農村整備課） はい。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。

そのほか大丈夫でしょうか。

○（会長） それでは、次の題ですかね、水産課のほうから、番号2番、3番の箇所の説明をお願いします。

【農林水産部 水産課・沿岸漁業振興課 説明】

2. 水産流通基盤整備事業 浜田地区

3. 水産環境整備事業 隠岐（島前・島後）地区

○（会長） ありがとうございます。以上、水産課からの説明2件ありましたが、こちらの説明に対しまして、質問、御意見ありましたらお願いいたします。

○（委員） いいですか。

○（会長） 委員、お願いします。

○（委員） この魚礁の話ですけれども、私も日本海側のほうは、よく魚釣りとか、割と海岸線は詳しいんですけども、隠岐の海域かどうか分かりませんが、今、島根半島はほとんど海藻が絶滅するというような状況でありますけれども、この基本的に魚礁というのは、何か魚礁になる構造物を海底に置いて、これに海藻がついて、それに魚たちが住み着いて漁場となる。そういう理論のものですか。

○（沿岸漁業振興課） 本事業で進めてるのは、魚礁と増殖場と藻場礁になるのですが、藻場礁に関しては、先ほど言われたとおり、海底の浅いところですね、浅いところに設置することで、光の届く範囲のところでは海藻が生えてくるという機能がございまして。増殖場と魚礁に関しては、少し深場、光があまり届きにくいところですので、そういったところに、構造物は沈めるのですけれども、同じようにですね。光が届かないので、藻場はそこでは造成はされない。言われているのは、藻場礁の話ですね。そういった機能面の違いがあります。

○（委員） 要は、藻場が減少した理由が、地球温暖化で、海水の温度の変化が激しいということと、それから、外来種でもないけども、ウニ、厄介者のウニ、これが湧き過ぎて、海藻の芽を食べあさるということがあって、という原因が少しずつ解明されたんですけども、魚礁というものの有効性が以前より低下してるのか、以前よりも、いわゆる設置しても藻が湧きやすいとか、魚が来るとか、そういう現象的なそういう傾向はないんですか。

○（沿岸漁業振興課） 藻場礁に関しては、海藻の着底基質になりますので、海藻が生える場所をつくるということになります。先ほど言われているのが、食害ですとか、海水温の変化で海藻が生えにくい状況が出てるとのことだと思っておりますけれども、それについては、ハード対策のほかにソフト対策、ほかの事業を使ってウニの駆除をしたりとか、海藻の種を海中にまくとか、そういったことも併せて行うことで、今までどおりの効果を表す

というところでやっ払いこうと思っています。

○（委員） 分かりました。

○（会長） ありがとうございます。

そのほか、質問、コメント等、ありませんでしょうか。

委員、お願いします。

○（委員） 浜田地区のほうの漁港のほうですが、漁港内の防波堤が一部移設されているという話だったんですが、そこについてちょっと教えていただきたいんですが、防波堤というか、航路の幅を広げるだけであれば撤去でいいような気がするんですが、なぜ移設になったのかというのと、建設当時、恐らく設計があつてその防波堤がそこにその長さで存在していると思うんですが、それを撤去してしまっても大丈夫なのか、影響はないのかっていうところがあれば教えていただきたいです。

○（水産課） 防波堤の撤去につきましては、先ほど説明でもありましたように、漁船の大型化というのが進んでおります。荷さばき所の整備をしております、それに伴って地区外の船、大きな船の呼び込みというところを期待しております、ちょうど撤去した部分というのが航路としてちょっと狭いところでして、船の航路としていろいろ狭いということで、地元の要望も聞きまして、一部撤去をしております。それで、その撤去したものを、再度利用するということで、西側のほうになるんですけども、一部移設をしております、それに関しましては、一応、港内の静音度といいますけど、ちょっと波の状況も解析のほうをかけまして、波を抑える力もあるということで、全く撤去というよりは、あるものはそのまま使ってより現状の改善を図ろうというところで整備のほうをいたしました。

○（委員） じゃあ、大きな影響がない範囲で撤去されていて、再利用というか、有効利用としてそこに移設されたっていうような形でよろしいんですかね。

○（水産課） はい。

○（委員） 分かりました。ありがとうございました。

○（会長） ありがとうございます。

そのほかありませんでしょうか。

委員、お願いします。

○（委員） すみません、関連してこの耐震化の話で、今回、この耐震化で改良するところっていうのは、いつ頃施工された部分なのか、年代とか。あとは、浜田漁港であんまり大きな地震ないかもしれませんが、漁港での被災事例みたいなのはあるんでしょうか。

○（水産課） 耐震化した岸壁というのは昭和の時代だと思っております。詳しい年代というのがちょっと今分からないんですけども、昭和の時代だと思います。その頃に比べて、今、国の技術指針のほうも変わっております、阪神・淡路大震災とか東北の地震等もありますので、そういったところを反映された技術指針ということで、荷さばき所の前の岸壁のほうを整備しております。

○（委員） 被災事例は特になんかということですか？

○（水産課） この浜田漁港に関しては、被災事例というのは過去のちょっと、今記憶してるところではありません。

○（会長） ありがとうございます。そのほかございますか。

お願いします。

○（委員） すみません、浜田漁港のほうですけど、何か液状化の話がちらっと出たんですけど、対策っていうのは、どういうものをされているんですか。

○（水産課） この岸壁の耐震化を検討したときに、岸壁の背後の土地のほうの液状化という傾向がございましたので、その地盤の改良のほうを併せて実施しております。

○（委員） 改良っていうのはどういうものなんですか。浅層改良とかそういう、ああいふものになるんですか。

○（水産課） 筒状にといいますか、穴を掘って、砂とかそういったものに置き換えていくというところがございます。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。そのほかありませんでしょうか。

すみません、もし漁獲量の推移がそれぞれあればと思うんですけど、今どのような状況なのでしょう。

○（水産課） 漁獲量の推移ですけども、浜田漁港については近年横ばいでして、トン数にしますと約1万トンでございます。県内全体でいいますと2万トンですので、県内の約半分を浜田漁港で占めているという状況でございます。

○（会長） ありがとうございます。

そのほか大丈夫でしょうかね。ありがとうございました。

○（会長） それでは、次に、道路建設課から番号4から9の箇所の説明をお願いします。
この説明と質疑応答の後に休憩を取りたいと思います。

【土木部 道路建設課 説明】

4. 国庫補助事業 国道431号 松江北道路
5. 無電柱化補助事業 国道432号 大庭バイパス
6. 防災安全交付金事業 (一)掛合大東線 西谷工区
7. 防災安全交付金事業 (一)木次直江停車場線 里方三代工区
8. 防災安全交付金事業 (主)浜田八重可部線 後野工区
9. 無電柱化補助事業 国道431号 母衣町～南田町

○（会長） ありがとうございます。6件ということで、ボリュームが多いといったところで説明いただきました。まず、松江北道路に関しまして質問、御意見ございましたらお願いします。

委員、お願いします。

○（委員） 確認ですけど、松江北道路は例の8の字ルートって言われている境港からの道路は、やらないといけないといっているいろいろとがんばっていただいている内容だと思っておりますけれど、あれと、今ここで言われる北道路の終着というところの着地点というのは、これがやはり8の字ルートの1つ点になっていくと、いうことでしょうかね、その辺をどういうふうに見ればよろしいのでしょうか。

○（技監） 今、画面に出ているオレンジ色の点線が、8の字ルートそのものが中海と宍道湖を挟んで道路が8を横にしたような形になるようなルートになっていまして、南側は山陰道で大体整備がされて、今4車線化を進めているというところです。8の真ん中の縦が今だんだん道路で、できてないのが、この北側の8の横にした上側の線ができてないというところになっています。ここの上側の線については、地域高規格道路っていう高速道の次の規格みたいな規格があって、そこの境港出雲道路という、境港から出雲まで結んでいる大きな計画があるんですけども、ここの部分がなかなかできてないというところです。このうちの一部として松江北道路が令和3年度に事業化をしまして、ほかに出雲のほうですと東林木バイパスでありますとか、あの辺が既にできているというところで、まだ残る区間というのをこれから事業化をしていきたいということで8の字ネットワーク推進

というのを今、地域の沿線の自治体や経済界と一緒に活動してるというところがございます。

○（委員） ありがとうございます。

私、申し上げたかったのは、今着手してる件、いわゆる北道路の、いわゆる西方、赤丸の一番端ですよね、宍道湖縁のところ、あそこで1回落ちるんですかなと思って。

○（技監） なるほど、分かりました。実際計画はさっき丸々丸で、まだぼやとしてるんです。この先どういうふう、例えば西側に延びていった場合にどっから延びていくかっていうのは、実際には計画がなくて、そのまま例えば現道を活用しながらいくということもありますし、別線としてどっから分岐していくってということもあるんですけど、まだ今のところ決まって、この事業として完結させるという意味で、国道431号にタッチさせてるということです。

○（委員） ありがとうございます。

いや、それをちょっとお尋ねしたかった。だから、変更の可能性はいろいろあるということですね。

○（技監） 今後また次の西側に延びる場合の事業化をされたときに考えていきたいと。

○（委員） ありがとうございます。

あと、続いてもう1点、よろしいですかね。最初に土木工事の評価についてお話しただきましたけども、あれ、何で6つそろったらいいかってというのがよく分からん。aが何、aが3つ、何個かそろったら合格だよと、その6個だった、6個そろったらなぜ合格なのと。それ、どういう基準で、どういう仕分でもってどういうセンスで作られたか、分かれば教えてください。

○（道路建設課） お答えします。6つというのに特別な、厳密な意味があるわけではございませんで、当時、有識者5名の方で審議いただいた際に、過去に事業化された事業工区の例、これを幾つか実際に評価してみて、並べて点数を確認していただきました。そういった過去の実際に事業をされた事業の例を幾つか見ていただいて、6つぐらいであれば今まで事業化されてますし、今後こういった事業は事業化してもいいだろうということで、厳密にここまでっていう線を引く基準が6個であったというわけではなくて、実際に事業化されたものの点数を見ていただいて、検討会のほうで決定していただいたという基準になります。よろしいでしょうか。

○（委員） 勉強してなくて申し訳ないですが、aとbの分けは、あれは何だったんです

か。それは全体で御存じなんだと思ったんですけど。

○（道路建設課） 1個前のページに戻っていただけますか。

○（委員） 前ですね。

○（道路建設課） aが費用便益費に係る区分の評価区分でございまして、B/C、費用便益費が0.3未満であればaが1つ、0.3から0.6であれば2つ、とこういった感じで区分して、ランクづけして、多ければいいという形になってございます。

○（委員） すみません、大変失礼しました。分かりました。ですから、経験に基づくものということで、あまり論理的ではないということなんですかね、はっきりいって。

○（技監） おっしゃるとおりで、この道路の事業評価で非常に悩ましいのは、なかなか最後に数字でB/Cってことでお示しできればいいんですけども、どうしても効果のほうに数値化できないような効果が多いということで、定性的な評価と並べて評価すると、定性的なものや定量的なものって合わせることは不可能なので、まさにおっしゃるとおり有識者の先生方に諮って経験値的な値で今、採択か継続かどうかというところを判断していただいているというところでございます。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。

それでは、委員お願いします。

○（委員） すみません、少し先ほどの説明に答えがもしかするとあったのかなというふうな気がしてるんですけども、進捗率が7%、用地買収があまり進んでいないというところの最大の理由は何かっていうのをお聞きしたかったんですけども、先ほど少しおっしゃったのは、何かいろいろ模索をしながら進めてらっしゃるのかなっていう気がしたんですけども、進捗が進んでいない最大の理由、もしよければ教えていただければと思います。

○（道路建設課） 事業化してから測量や設計などを行いまして、その設計の上で用地を買収する範囲を決めるということですけども、それに令和6年度程度までかかっておりまして、用地買収、実際に地権者の皆様に御契約に回り出したのが令和6年度からということで、現在4%となっております。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（会長） ほかに。委員、お願いします。

○（委員） この北道路は初めての再評価です。ただ、かなりここは慎重に論議をしたい

と思うんですが、大義名分として産業道路、ましては松江市街の交通渋滞の迂回とあるんですけども、交通の流れは相当山陰道の関係で緩和はされたような気がします。それから、だんだん道路の関係でも相当緩和されております。その中で、これが計画が具体化して進むと上位事業になります。上位事業っていうことが出ると、周辺の道路の整備が遅れてくるわけですね。今、私も鹿島町の講武ですけども、原発に入る道路が非常にまだ高規格道路じゃないんですよ。今、原発のほうも2号炉が再稼働しましたけども、次、3号炉という話も出ております。そうすると、この北道路から原発に向けて高規格道路の整備していただきたいという注文がございます。よって、この交差点計画はまだ確定ではないということでしたけども、全国の原発見ても非常に狭いというのがあちこちの原発を視察した感想にあります。安全安心とか災害時ということがあれば、そういう周辺の今、原発いったら松江で一大産業です。よって、その関連事業体の出入り、大型車も相当入ってきます。確かに境港との経済流通、中海圏域ということもございますけども、大きな産業を取り込むとか、あるいは人口が大きく膨らむというふうな構想があれば、これは造るべきだと思いますけども、ちょっとその経済界、経済活性化したとありますけども、経済活性化の空回りじゃなくて、その具体的な構想を立てながらこの道路を生かしていく、そういう構想もないとなかなか県民の理解は、そこまでの道路が要るかなという論が、不満が出たときに、かなりの計画性を説明する材料が必要だと思います。以上です。

○（道路建設課） また繰り返すにはなってしまいますが、今、松江北道路の整備の効果としては先ほどおっしゃられたように、松江だんだん道路の供用で、その部分で松江市内の渋滞が緩和されている部分はあるかと思いますが、北道路をつなげることによって渋滞箇所のさらなる縮減、それと、隣の表は、災害時の代替路機能の確保ということで、ちょっとグレーに塗っている部分が浸水区域になりますが、そういったところを回避できるということと、北側からの山陰道へのアクセスの向上、以上の3つと、先ほどもお話ししました中海・宍道湖圏域の観光や経済的な話と、あと、だんだん道路ができて、今の工業団地など非常に企業の誘致が進んでおりまして、松江北道路の事業が進むことによって企業への通勤の範囲の拡大や、生産性の向上なども含めて北道路の整備効果があると思っております。

○（委員） いや、それは分かるんですよ。一般的に高規格道路ができたじゃなくて、周辺の流通の話ばかりじゃなくて、先ほど言った島根原発あるいは島根半島、今、半島体制も立ち上げてますけども、先般、手前事で、鹿島町の原発へ向かう講武古江線、古江講

武線、これの高規格拡幅も陳情してるところなんですわ、だから、そういうことも踏まえて、この北道路から、また原発に向けて高規格道路を整備する必要はないのかとこういうことですので、この路線計画については今まで論議されておりますので、相当な努力はされてると思います。ただ、接続する隣接の産業、あるいは避難路、これを踏まえて検討していただきたいと。ただ、この高規格道路ができたから湖北線から境港への流路は確保されたではなくて、今、人口減が大分言われてますよね、もっとやっぱり相乗的にこの道路ができて原発道路が広がる、あるいは周辺の安心感が増えるということで、定住対策にも貢献する。道路をここに付けたじゃなくて、そこら辺も踏まえて考えていただきたいと、こういう意味ですから。

○（道路建設課） お話は、意図は分かりましたので、まだ委員会も続きますので、また話し合わせていただきたいと思います。

○（委員） 相当な長い時間がかかりますんで、貫通するときには私、生きておりませんので、長いスパンですから、いろんな経済諸状況も変わってくると思います。だから柔軟に対応して、この道路が貫通することを遠くから眺めておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○（道路建設課） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。ほかに。

委員、お願いします。

○（委員） じゃあ、手短に。完了予定年度が未定になってます。事業自体が大きいので、正確に予想というか、出すのは難しいっていうのは十分理解できるんですが、工事はもう着手が始まってますので、ある程度その数量があって、基準の期間で工程表を引けるのかなと思うんですが、ここが未定という理由を教えてください。公共事業再評価という委員会ですので、未定の工事を恐らく評価するっていうのがとても難しくなってくるような気がしてしまいます。

○（道路建設課） 今、工事ですけど、用地買収の取得が先ほどまだ4%ということで、これからどんどん用地を地元に行って買収させていただくことになると思うんですけども、それが進んでいけば何年というふうに示せることができると思うんですけども、現段階では、用地の取得があまりにも小さいということでお示しができないというふうにしておりますが、当初、新規事業化のときに、令和3年度からの10年という新規事業評価のときのB/Cの算定上、行っております。今回5年経過したということで、B/Cの計算上

は令和16年完成という計算をしておりますが、それはまだあくまでも仮定のものでございまして、実際にできる年度は今のところではお示しできないというのが正直なところです。ただ、今整備方針としては、松江だんだん道路から接続する川津インターチェンジから西側に向かって段階的に整備をしていくということで、例えば持田インターであるとか、その次の西生馬インターとか、段階的に供用も今後、目指していきたいとは思っております。

○（委員） 最初に新規で計画されたときに、令和11年でしたっけ、そこで終わるっていうのが恐らく出てたと思うんですけど、それがどこかのタイミングで難しいってなって、今未定になってると思うんですが、それを未定とせずに、遅れた分だけ後ろに延ばした工期で完了予定というふうにするにはできないものなんですか。

○（道路建設課） 先ほど言われた工程とか組んでみますと、なかなか明確に何年ということがお示しできないっていうのが正直なところです。

○（委員） 分かりました。

○（技監） すみません、最初の事業化のときも、恐らく何年っていうところは申し上げてなくて、通常こういう事業をやったら大体10年ぐらいをめどに完成すると、多分、だんだん道路とかの例を参照したんだと思うんですけど、そういう言い方になっていて、あと、もう一つは、先ほど説明したB/Cを算出するときに、B/Cは表で、いつ供用したらそのときから便益が幾ら発生しますみたいな表を作るので、この表上は多分10年後っていうことで作っていたと思います。そういった意味で今回も、今から、すみません、10年後っていうことで、16年完成っていうことでその表は作らせていただけてますけど、実態論として用地買収がまだまだ残っているの、なかなか我々として、この時期とかがお示しができないというふうなところでございます。

○（委員） そうなんですね。いや、工事費用みたいに積算で積み立てていくのと同じように、工期もある程度自動的に決まっていくものだと思っていたんで。

○（技監） その用地がやっぱり相手があって、なかなか進むか進まないかっていうところが一番、何ていうか、工程を引き難いというか、引けば多分、機械的に引けば引けるんだと思うんですけど、なかなかそこが機械的に引けないところになってるのかなと。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（委員） いいですか。

○（会長） どうぞ。

○（委員） ちなみにこの辺の山は国調が終わってますか。

○（道路建設課） 地籍測量ですね。今この事業に併せて松江市さんにやっていただいております。

○（委員） 路線部分だけのミニ国調ですか。

○（道路建設課） ええ、ミニ国調っていうんでしょうかね、この事業のために松江市さんのほうで、地籍を確定していただいたりしております。

○（委員） ほとんどが山だから、相当難産だと思います。でも、早くミニ国調を進めると、いわゆる工期が定められないとなる一つの原因だと思いますから、早くミニ国調をされたほうがいいと思います。

○（道路建設課） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。

まだまだあるかもしれませんが、ちょっと時間が限られておりますので、次の大庭バイパス工区につきまして、質問、コメントございましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

○（委員） すみません、こちらの費用と、あと、ほかの事業も含めてなんですけども、この資料の内容として車道拡幅と歩道の整備ということで書いてあるんですけども、この近くで多少は中学校や高校もあるということで、通学の学生、通勤の人もいると思うんですけども、多分、中には自転車で通ってる人もいると思うんですよね。それで、標準断面図見ると歩道と車道というふうになってるんですが、自転車はどこを通る想定でされてるかだけちょっとお聞きします。

○（道路建設課） これは自歩道になっておりまして、絵では自転車の絵もあるんですけども、自転車歩行者道ということで、自転車が通れるようになっております。

○（委員） これが歩道の中を自転車が走るという。

○（道路建設課） 自転車歩行者道になります。

○（委員） あれは法律上も自転車が通れるということで。

○（道路建設課） はい、そうです。

○（委員） なるほど、分かりました。実は私もたまに自転車で走るんですけども、どこを走っていかよく分からないときが多いんですよ、市街地で。

○（道路建設課） ちょっと気づきにくいですけど、警察のほうで設置された自転車のマークの標識がついてるのが結構あるんですけども、そこは通っていただいてもかまいません。

- （委員） 通ってもよいと。
- （道路建設課） はい、そうです。
- （委員） でも、基本は車道というふうになってると思うんで・・・。乗る側からすると是非自転車道があるといいなと思ってたんですけども。現況の道路だとなかなか難しいかなと思うんですが、こういった改修するか新たに造るとかっていう場合に、自転車道、自転車はどこを通るとか、そういう議論というか決め方っていうのはどういうふうに進んでいくもんなんでしょうか。
- （道路建設課） こちらの場合は、松江工業高校とか大庭小学校、湖東中学と、学校が集中してるところでして、それで、この計画を立てるときにやはり自転車歩行者道が適切だろうというところで、こちらはそういった形にしております。
- （委員） ここはそういった形で決められているので、ほかの道路とかでも整備するときに歩道をどうするのか、車道をどうするというふうに議論がされるかと思うんですけども、そのときに、何ていうんでしょう、あまりこういう自転車道を見ることがないので、自転車道路整備するっていうのを最初から外されてしまっているのか、それとも、議論した結果そうなっているのか。
- （道路建設課） 場所によると思うんですけども、一般的にはおっしゃられたとおり歩道は歩行者が通られて、自転車は車道を通っていただくということになるんですけども、最近、自転車レーンといいますか、色をつけたり、そういったことも、特に松江市さんなんか積極的にやっておられまして、そういったところで交通安全対策を行っている県道などで場所にもよるんですけども、やっぱり市街地からちょっと離れたところになりますと、どうしても歩道と車道というところが多くなっております。
- （委員） 分かりました。特に市街地になるかと思うんですけども、車か歩きかという形だと、どうしても車利用が多くなると思うんですが、自転車ですと比較的に距離のあるところまで、CO₂が削減できるということで、環境への配慮にもつながると思いますので、そういった意味でも、全部の道路というのはもちろん難しいと思うんですけども、こういった自転車が走りやすいとか、そういったところの議論の一つとして、案の一つとしてぜひ入れていただければと思います。
- （道路建設課） ありがとうございます。
- （技監） すみません、自転車道の設置については、時間とともにやっぱり重要性というか、増してきていて、この、少なくとも、大庭バイパスが多分計画されたときには比較

的ちょっと、まだ重要度がそうでもなかったかなと思うんですけど、あと、全体の幅員の中で自転車道の幅員を取るという、全幅が増えるということも、コストと効果の関係で、例えば郊外部と中心部とか、そういったところで考え方を変えていくのかなと思うんですけども、今、116ページに、今度、街路事業になるんですけど、新大橋の拡幅って、すみません、冊子の大分後ろのほうに、116ページ目というのがありまして、今、新大橋の架け替えの、この真ん中に断面があるんですけど、この中には、今、自転車道が整備されてるような形になって、そういった場所とか、こっちの新大橋のほうが実際、事業化が新しいものになりますけど、ちょっとずつそういった概念も入り込んできているのかなというところがございます。

○（委員） 分かりました。ぜひお願いします。ありがとうございました。

○（会長） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、次の西谷工区につきまして、質問、コメントございましたらお願いします。特にないですかね。

それでは、次の里方三代工区につきまして、はい、お願いします。

○（委員） お尋ねしたいんですが、これ、整備されてるのは堤防を利用して整備されております。

○（道路建設課） はい、斐伊川の堤防の右岸側になります。

○（委員） 右岸側。私、よく承知、やっぱり速度がね、バイパスみたいにいい機能になるかというふうに思いますが、お尋ねしたいのは、いわゆる河川の上の堤防というものをこういう道路にするというのは、簡単で思いついてできることか、できないことか、そこら辺りはどういうイメージ、このぐらいのニーズがあったらそれをやってくと、それがっていうか、河川の道路でというような、その辺の感触というのはいかがなんでしょうか。これ、何で今までやらなかったと思ったぐらいなんですけど、正直、何かあったというんだったらあれですけど。いずれにしても、そこら辺りは、最近、状況が変わったかどうかというのは、分かれば教えてください。

○（技監） そうですね、河川の堤防の上を道路にするパターンは恐らく結構あるんですけども、今も当然、河川管理者のほうとかですと、国のほうに協議して認められればということなんですけども、少し状況変わってきたのは、結構最近、大きい国の河川なんかでも流量が増えて、あふれて、鬼怒川なんかそうですが、あふれた後に堤防がそのままえ

ぐられて、大きな水が流れて、周辺が、家が押し流されるとか、そういったことがあったので、越水した場合にも堤防が削られないように、今までは土が良い、土で全部囲うのが、土だけにするのが一番だっという考え方だったんですけど、今は河川管理者としても上をアスファルトで埋めようと、そのほうが越流したときに削られにくいということを彼らもやり始めているので、そういう意味合いにおいては、昔よりは多分やりやすく、協議としては受け入れ、河川側としても受け入れやすくなってるんじゃないかなとは思っています。

○（委員） 大変いい傾向だと思ったんです。実は私のほうの家、地区の周り、斐伊川土手の、431、今は431しかないものですけど、あの上を何で通さんかっていつも思って、河川との、道路とのせめぎ合いの戦いだと思ってるんですけど、だんだん変わってきてるですね。はい、ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。そのほかは大丈夫ですかね。

はい、お願いします。

○（委員） 今のお話に関連して、河川堤防のところに道路を造るってことなんですけども、水位が洪水とかで上昇したときは、交通規制とかはどうなってるんでしょうか。

○（道路建設課） こちらの新しい計画は、計画水位よりも高い位置に道路を計画してはありますが、ただ、実際の大雨が降って危ない状況でありましたら、道路管理者として止める場合もあるかと思えます。今の段階で、ここまで上がったら止めるとか、そういうルールは今のところはないんですけども、河川巡視しますので、状況を見て危ないと判断したら、道路を止めることもあるかと思えます。

○（会長） いいですかね、ありがとうございます。

それでは、次の事業ですね、浜田八重可部線、後野工区につきまして、質問、コメントございましたらお願いします。特にないですかね。

それでは、最後、国道431号母衣町～南田町工区につきまして、質問、コメントございましたらお願いします。ないですかね。

では、ないということ、ないといえますか、またありましたら、委員会まだ続いておきますので、その期間中に御質問いただけたらと思います。

それでは、少し長くなりましたけれども、次の議題に入る前に10分程度、よろしいですかね、3時5分まで休憩を取りたいと思いますので、また、3時5分にお集まりいただけたらと思います。

〔休 憩〕

○(会長) それでは、時間になりましたので始めたいと思います。河川課から番号10から13までの箇所の説明をお願いいたします。

【土木部 河川課 説明】

10. 大規模特定河川事業 玉川

11. 広域河川改修事業 朝酌川

12. 総合流域防災事業 桐木川

13. 総合流域防災事業 白上川

○(会長) ありがとうございます。それでは、こちら4件につきまして、玉川のほうから行きましょかね、玉川につきまして、質問、コメントありましたらお願いします。

委員、お願いします。

○(委員) 玉川について、家屋移転というのは何件ぐらいあって、どこに移転されてる。

○(河川課) この場では即答ができませんので、帰って調べて、正確な数字を調べさせていただきます。

○(委員) よろしくお願いします。報告できるといいますか、どうしてもできないと言われればやめますんで。

○(河川課) はい、承知しました。

○(会長) また調べてからですね、はい、お願いいたします。

委員、お願いします。

○(委員) 初めてこの場に出るので分からないんです。玉川って最終的には江の川につながるんですか、この玉川っていうのは。

○(河川課) すみません、玉川ですね、江の川流域の支川で八戸川という川が県管理河川がありまして、その、またさらに支川というところで、玉川という川がありますので、大本になる一級河川は江の川になります。

○(会長) よろしいですかね、よろしいでしょうか。

○(委員) はい。

○（会長） はい、ありがとうございます。

ほか、玉川、ありませんでしょうか。

では、次の朝酌川につきまして、質問ございましたらお願いします。

委員、お願いします。

○（委員） この朝酌川と堀川、関係ですけれども、去年の中川で大分論議をしたんですけども、この間、新聞、山陰中央新報に事前に堀川の水位を40センチ下げるという報道があって、この計画の一部の上追子川ですか、こういうポンプを増設して水位を下げるんだという報道があったんですけども、交融橋の拡幅は堀川ですよ。問題は左右ポンプの大きさ、これは1分か1時間か排出量、計算できると思うですよ。ところが、水がついてこないと思うんですよ、よほど大きな遊水地がないと。だから、バケツから最後に水を捨てるというような話じゃなくて、大型ポンプつければ、それに見合う、いわゆる懐、遊水地がないと、これは処理できんかな。多分40センチ下がるのに、3日も4日もかかっては、線状降水帯が、例えば12時間後に来ますよというときに、その短い時間に40センチどうして下げるんかいなどと、こういう懸念がありました。今回、あちこち広げるのはいいんですけども、問題はその水位ですよ、今、ゼロですよ、水位が。そうすると、ゼロをマイナス40に下げないかん。そうすると、かなりの大きさのポンプがつくんですけども、問題は遊水地の確保がなるかなという、一つ懸念があります。そこら辺がどうお考えですか。

○（河川課） 報道発表等にありました堀川の事前放流につきましては、一応、一度実証実験のようなものをしてまして、そういった関係の中で40センチは、短期とは言いませんけれども、ある程度、時間の中で下げれる見込みがあるというところでございます。

○（委員） もう一つは、市役所のところの放水路整備があるんですけども、今、ボックスカルバートで非常に狭いものです。ここの整備構想は立っておりますか。

○（河川課） 松江市役所に隣接する四十間堀川の計画でございますけれども、こちらは、松江市さんとも協議を進めながら、複数ルート、比較して、今のこの計画が最良であると判断したところでございます。

○（河川課） 今の現川に対して同じ断面といいますか、5m幅の2連のボックスカルバートに対して、6m幅の2連のボックスカルバートを増設するとなったとして、今の川に平行してもう1河川といいますか、もう2本のボックスカルバートを増設して流すというふうにしています。

○（委員） はい、分かりました。

○（会長） そのほか、質問はございませんでしょうか。

委員、お願いします。

○（委員） すみません、去年の委員会で中川の話があつて、浸水範囲とかの図ですね、よく似たものを見せていただいたんですけども、今回、朝酌川ということで、何ていうか、今、この地図の中でどういう事業の区分けになつてるのでしょうか。

○（河川課） 去年、委員会で諮らせていただきました中川につきましては、国の個別補助事業のメニューを入れております。その個別補助事業の要件の中で、国の定める再評価の5年の期間が来たため、昨年度受けさせていただいたところでございます。それ以外の事業につきましては、このたび適切なタイミングで再評価諮らせていただいているところでございます。

○（委員） そうすると、評価の対象になる事業は、去年と今年でほとんど同じということになるのでしょうか。

○（河川課） 全体的な河川整備計画の中では、中川もこの朝酌川流域の今、御説明差し上げたメニューも同じ整備計画の中に含まれてございますが、中川、昨年度諮らせていただいたものに対しては、国の個別補助事業というもの出ておりまして、国の定める5年の期間が来たタイミングが昨年度でしたので、昨年度受けさせていただいた、それ以外のところにつきましても、一応、国の補助は入っているんですけども、個別補助事業では、交付金事業として進めさせていただいているところでございまして、ちょっと期間がずれていると。

○（技術管理課長） すみません、委員が言われたいのは、多分事業メニューではなくて、区域の話ですよ、違いますか。中川と今の朝酌が、どこがどう違うかという意味ですか。

○（河川課） 説明をしようと思ったんですけど、よろしいですか。すみません、補足で説明させていただきますけども、昨年度もお話はさせていただいたんですけども、この中川というのは、結局、この流域、上のほうに流域があるんですけども、この流域に対して、この河川が狭いからあふれてしまうという自己流による氾濫ですね、この川が細いからこの部分があふれるんだよというところで、この中川だけを切り出して整備計画っていう、整備計画は全体であるんですけども、この川を改修しなければいけないというところで説明をさせていただいて、事業としてもこの部分だけ、個別の補助事業というところを当てて整備をしておるところでございまして、それ以外の朝酌川といいながらも、こちら辺にある全部、たしか10河川、市河川も合わせてあるんですけども、松江堀川といっ

ておりますけれども、これについては、自己流であふれるというよりも、全体的に土地が低いところですので、全体的にも本当、先ほど委員が言われたように、遊水地のような状態になっておるようなところでございます。自己流というよりも、もう水は流れないような状況ですので、ここに対して、先ほど説明したように上迫子のポンプ場の増設ですとか、あと、水の流れの悪くなっているこの四十間堀川の拡幅整備、あと、交融橋地点の狭いところの拡幅というふうなメニューをもって事業をしておるとというのが朝酌川の広域基幹改修事業という形で整理をしております。

○（委員） ありがとうございます。そしたら去年もこういった似たような地図見させていただいたんですけど、この中の中川部分、中川の流域から調整池あたりまでですか、それが去年の対象という。

○（河川課） そうです。

○（委員） 分かりました。ありがとうございました。

○（会長） ありがとうございます。

そのほか。

○（委員） 要は広域河川改修事業が大きな事業で、中川は他事業で整理をしたということじゃないですか。

○（河川課） メニューとしてはそういう整理になっています。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（会長） そのほか、ございませんでしょうか。ないですかね。

それでは、桐の木川につきまして、質問、コメントございましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

○（委員） すみません、続けてで申し訳ないんですけども、費用便益のところ、便益のところの合計が94億ぐらいになっておるんですけども、先ほどの朝酌川のほうも便益が116億円ぐらいになっていて、何ていうか、この流域にある資産の量とか考えて、何かもっと差があるのかなと思ったんですけども、この辺り、同じような値になっているという、どういった理由によるんでしょうか。

○（河川課） 朝酌川と桐の木川で便益は、多少は違いますけど、約100億程度というところがございますが、B/Cに開きがあるのが、朝酌川はコスト、Cの部分が大きくなっております。対して、桐の木川はCの部分、コスト、かかるコストが低いためにB/C、開きが出ております。

○（委員） B/Cでいうとそうなんですけど、便益の額でいうと、いろんな被害の軽減額だと思うんですけども、松江市街地で資産がたくさんあるので何か大きくなるのかなと思ったんですが。

○（河川課） 失礼しました。そうですね、松江市街地も資産が集中してるところではあるんですけども、桐の木川の下流区域につきましても、資産が集中して、家屋やその他ですね、小学校や市役所など、資産が集中している区間でございまして、その辺りの便益が計上されておるところでございまして。

○（委員） 奥出雲でも、松江並みに資産があるっていうことになる、ということでしょうか。

○（河川課） ちょっと一度、この資産が高くなっている理由等について、もう一度精査させていただきますので。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。そのほか、質問はございませんでしょうか。

はい、お願いします。

○（委員） すみません、断面図なんかを見ると、両方ともブロック積みとかの施工なんですけども、河川環境の保全については、何か取組は行われるのでしょうか。

○（河川課） 桐の木川でございまして、一応、現地は河川、環境保全型ブロックを使用はしておるんですけども、ちょっとこれは施工業者さんの承諾というところではございまして、実際、県として設計で環境保全にというところで環境保全型ブロックというところは使用できてないんですけども、実際、現地におきましては、環境保全型ブロックというところを使用しております。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） いいですかね。それでは、ほかにございませんでしょうか。

では、次の白上川につきまして、質問ございましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

○（委員） 白上川のちょっと断面図が、当初20mぐらい、それが今度の改修では30m、33mにという変更で対応している。深さもかなり深くされてるということなんですけども、当初20mでこんなに派手にあふれるもんかっていうのが、ちょっとイメージが合わないなと思って伺って見たんです。何か理由があるんですか。

○（河川課） 説明の際にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、堰が、ここ

久保田堰ですとか、ここにも堰がありまして、これが農業集水用の堰になっておるんですけども、やっぱり農地に水を入れるために、それなりに水をためて流すような形になっております。今の状況は固定堰って言って、コンクリートでそのまま水を止めてるような状況ですので、その状態だと、それよりも水位は下がらない状態になりますよね。その部分で、結局水がそれなりにといるか、ちょっとした洪水でも田んぼのほうとか民地のほうにあふれてしまうという状況になっております。これを今回の河川計画、河川改修に合わせて、可動堰って言って、多分ゴム堰か何かになるかと思うんですけども、ある程度の水位になったときにはその堰を倒してしまうことをすることによって、洪水が来たときには水位がそれなりに低いところを保てるような形で整備をすることを考えております。

○（委員） よくわかりました、ありがとうございました。

○（会長） そのほかございませんでしょうか。

これは、堰を取ることで農業用水は行かなくなるけれども、農業用水の確保はそのほかに考えられていたりしますか。

○（河川課） 洪水のときにはその堰が、可動堰って言って、倒れる形になりますので、洪水じゃないときには堰は上がっておる状態なので、水位というか、田んぼの用水が十分に確保できると考えております。

○（会長） 分かりました。ありがとうございます。そのほか、大丈夫ですかね。

それでは、ありがとうございました。

○（会長） 次に、港湾空港課から番号14の箇所の説明をお願いいたします。

【土木部 港湾空港課 説明】

14. 臨港道路整備事業浜田港 福井・長浜地区

○（会長） ありがとうございました。それでは、こちらの件につきまして、質問、コメントございましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

○（委員） この接続される臨港道路14号線は、断面図に描いてあると同じ形ですか。標準断面図が描いてある。

○（港湾空港課） 御質問いただきました接続する臨港道路の14号線のほうなんですけ

ど、こちらと同じように2車線の、片側1車線の道路でございますが、幅員まで、現状、データを持ち合わせておりませんので。

○（委員） 海岸側の構造。今、計画の分はコンクリートの波返しで、幅員は分かるけども、この14号線もコンクリートで波返しがついた構造ですか。

○（港湾空港課） すみません、護岸の構造までここに資料持っておりませんで。

○（委員） ああ、そうですか。

○（港湾空港課） 確認して、後日、回答させていただければと思います。

○（会長） ほかにございませんでしょうか。

委員、お願いします。

○（委員） 先ほどの説明で仮設ヤードの計画に変更されたってことなんですけど、そうすると、工費も上がって、事業年数も延びるんですけど、それでも道路に規制をかけ、通行規制をかけるというのはやはり厳しかったでしょうか。

○（港湾空港課） そうですね、地元とも調整をする中で、なかなか交通量もあるというところで、バス等も通ってございます、生活路線になっているということで、なかなか全面通行止めでの施工が難しいということで、今回はこのような形で計画のほうを変更して実施するというようにしております。

○（委員） 分かりました。ちなみに変更したのは、事業がいつからで、変更はいつ入ったんですか、ちょっと聞き漏らしたんですけど。

○（港湾空港課） 事業自体は令和元年度から事業のほうを進めてございまして、そこから設計等々進めているところでございました。今回、計画の変更は、昨年度からですかね、新たに計画の変更のほうを検討してございまして、今回新たに再評価にかけさせていただいているという状況でございます。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（会長） そのほかございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、次の事業行きたいと思います。ありがとうございました。

○（会長） 次は、砂防課から、番号15から19の案件につきまして御説明をお願いいたします。

【土木部 砂防課 説明】

- 15. 事業間連携砂防等事業 野波D
- 16. 防災安全交付金事業 玉造西1地区
- 17. 防災安全交付金事業 中組下谷川
- 18. 防災安全交付金事業 犬来地区
- 19. 事業間連携砂防等事業 中別府川

○（会長） ありがとうございます。

それでは、こちら5件につきまして、質問、御意見承りたいと思います。

まず、そうですね、野波Dからお願いしたいと思いますが、質問ございましたら。

それでは、委員、お願いします。

○（委員） すみません、全然関係ないことなんですが、野波DのDは何の略なんですか。

○（砂防課） 土砂災害警戒区域の名前が野波Dということで、それをそのまま採用して事業の名前としております。

○（委員） A、B、C、DのDっていう感じですか。分かりました。ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、委員。

○（委員） 野波じゃなくて砂防堰堤、これやっぱ管理用道路もつきますね。

○（砂防課） はい、管理用道路もつきます。

○（委員） ほかの堰堤も、どこも、堰堤の場合は管理用道路がつくということでよろしいですか。

○（砂防課） そうですね、今回御紹介している3つの事業について、全て管理用道路を施工する計画としております。

○（委員） ということは、一回たまった分撤去は可能だということで考えればいいですか。

○（砂防課） はい、おっしゃるとおりです。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ちなみに、このゆうなぎホームというのは県の施設とか、あそこ、民間がやられてるんですか。

○（砂防課） 民間の施設です。

○（会長） 分かりました。ありがとうございます。

○（委員） ちょっと確認ですけど、用地買収がありますが、普通、堰堤は用地買収しませんよね。何か買収する物件があったんですか。

○（砂防課） 農林水産部局のほうで治山事業というのがありまして、その治山事業については用地買収はしないんですけども、この砂防事業については用地買収を行って事業を進めていきます。

○（委員） 事業によって買収があるものと、その提供のものがあるわけですね。

○（砂防課） はい、そうです。

○（委員） 分かりました。

○（会長） そのほかございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、次の玉造ですかね。玉造西1地区の事業につきまして、御意見、質問等ございましたらお願いします。特にないですかね。

それではお願いします。

○（委員） ちょっとあまり詳しくないのでお教えいただきたいんですけども、結構この砂防系の事業って費用対効果が高く、ほかの事業に比べると出ていて、恐らく人身被害軽減額が高く見積もられるからだと思うんですけども、これってどういうふうに計算をされてるのでしょうか。例えば避難所とかがあったりしたら、それも何か考慮されたりとかするのでしょうか。

○（砂防課） そうですね、避難所とかの公共施設がある場合でも費用対効果に反映されるところにはなっております。計算の詳細については、すみません、ちょっと詳細について把握していないため、この場でお答えすることができないんですけども、砂防事業で費用対効果が大きく出ているというところにつきましては、こちら、補足資料を少し、今、スライドに映しているんですけども、こちら国交省より通知された費用分析に係る対応について通知がなされておりました、精神的、人的被害を算出するに当たり必要となる精神損害額について、こちら赤枠で囲っている部分、引き上げるというふうに通知がなされておりました。今年度の再評価事業については、それに伴って計算をしておりました、その分、砂防事業については、特に保全対象が多いところについては費用分析が高く出てい

るところがあると思います。

○（委員） ありがとうございます。これって令和7年3月のあれですけど、今までは幾らだったんですかね、ちなみに。

○（砂防課） 少し見えづらくて申し訳ないんですけども、こちら、2.26から6.01に引き上げられたというところでございます。

○（委員） すみません、ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

ないようでしたら、その次の中組下谷川事業につきまして、御意見、質問等ございましたらお願いいたします。大丈夫ですかね。

委員、お願いします。

○（委員） すみません、ちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、こちらの事業、採択は2016年で着手は2025年となってるんですけども、9年空いてるって何か理由があったんでしょうか。

○（砂防課） 時間を要した理由としましては、事業用地の関係地権者との調整に時間を要しまして、それで長期化しているというところでございます。

○（委員） 用地、誰との調整ですか。

○（砂防課） 用地買収に当たって、その地権者の方との交渉なり協議に時間がかかったため、長期化しているというところですよ。

○（委員） 何か用地の着手も2025年になってるんですけども、その何か前段階ですか。

○（砂防課） そうですね、その事業の同意についてというところですね。

○（委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。ないですかね。

それでは、その次の隠岐の犬来地区につきまして、質問等ございましたらお願いします。

○（委員） いいですか。

○（会長） お願いします。

○（委員） 対策工事がほとんど横穴ボーリングと集水井ですけども、見ると、若干、集水井の方向が違ったのが1か所あるんですけども、大体に地下水が高いんですか。

○（砂防課） 犬来地区につきましては、地下水は島根県の中では、恐らく比較的低いか

などと思います。横ボーリング工もしてはいるんですけども、ちょっと横ボーリングだけでは水位が捉え切れない、地下水位を下げ切れないところがあり、各ブロックにわたって基本的に集水井工もしておりますので、地下水としては比較的低いのではないかなと思っております。

○（委員） あの地形勾配はきついんですか。

○（砂防課） 地形勾配に関しましては、特段きついというところはないかなとは思いますが。

○（委員） 分かりました。

○（会長） ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

お願いします。

○（委員） 排水の対策が多いんですけども、実際に何か、もう直接止めるようなアンカーとか杭とか、その辺の対策は特にないんでしょうか。

○（砂防課） この地区につきましては、おっしゃっていただいたとおり水位を下げる抑制工のみでして、現時点では抑止工、グラウンドアンカーや止め杭工のようなものは計画しておりません。今、青で示している完了の箇所については、それで安全率が確保されているので、抑制工のみとしているんですけども、緑に示す地区についてはこれからですので、思ったように水位が下がらない場合、抑止工が必要となるということも考えられます。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

それでは、西ノ島の中別府川ですかね、こちらの事業につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。特にないということですかね。

それでは、ありがとうございます。では、砂防課からの説明は以上ということで、ありがとうございました。

○（会長） それでは、最後ですかね、都市計画課から、番号20、21の説明をお願いいたします。

【土木部 都市計画課 説明】

20. 防災安全交付金事業 (都)松江熊野線

21. 防災安全交付金事業 (都)神門通り線(2工区)

○(会長) ありがとうございます。

それでは、こちら2件につきまして、御質問、御意見を受け付けたいと思います。

まず、松江熊野線につきまして、質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

○(委員) すみません。新大橋ですけど、何かシンボルみたいなものは考えられておりますでしょうか、それが1点。

もう1点は、施工方法、簡単に言ったらどういうやり方で、現在位置に架け替えられる気がしますけど、やり方というのはどんな感じでしょうか。

○(都市計画課) まず、やり方のほうから説明させていただきます。松江熊野線の新大橋工区につきましては、下流側に仮橋をつけます。迂回路を。迂回路をつけた上で、今の現橋を落として新しいのを造って、またそちらを通っていただくような形になります。鍛冶橋は、下流側ですね、下流側のほうに新設の橋をまず造って、そこを通っていただいた上で、今の橋を落として、新しい橋を架けて、その2つを使って新橋として利用していただくような形になります。

すみません、シンボルにつきましては、こういった形、事業着手前に景観計画というか、そういうのをつくって、こういったふうな風景をとということで、何ていうんですかね、シンボルも、シンボルというのは……。

○(委員) 例えば今の宍道湖側の橋には真ん中に休んで景色を見るところがあって……。何か特徴、例えば欄干はこうするんだとか。

○(都市計画課) 高欄とかのそういうデザインとかも、もうそういうふうに、いろいろ皆さんで意見を出し合って。

○(委員) それらしきというか、何か独特の……。

○(都市計画課) 独特のですね、色合いとか、周り……。

○(委員) だから、あっ、これが新大橋だと分かるような感じになるわけですね。

○(都市計画課) そうですね、照明とかも周りの景観と調和した、調和するように意見を出し合って。

- （委員） 名前は何ていう橋ですか。
- （都市計画課） 新大橋。
- （委員） やっぱり新大橋ですか。
- （都市計画課） はい、それは変えずに。
- （委員） 変えないんですか。
- （都市計画課） 変える予定は今のところないです。
- （会長） そのほか、御質問ございませんでしょうか。

委員、お願いします。

○（委員） 今、橋の架け替えとか何かですけど、その先ですね、その先の道路とか何かの計画とかあるんでしょうか、その幅員とか。道路幅が広げられるとなると、その後の先が狭くなるとか何かになってしまうと思われるんですけど。

○（都市計画課） そうですね、伊勢宮側の方は渡った後、南詰めの方はどちらかというお店とか、売布神社より南側は密集してますんで、そこに、今の道路にすりついていくような形で、道路計画で、今のところ南側の計画はないというような。

○（委員） ということは、橋のところまでは歩行者の歩くところか、広いですけど、その先は狭くなってしまうということになっちゃうんですね、じゃあ。今の現状だと、そしたら。

○（都市計画課） そうですね、今のところ、そのの拡幅計画、今のところないので、今はその区間、この区間の拡幅計画、今後、状況見ながらとはなると思うんですけど。

○（委員） 今、緊急の避難道路とおっしゃってたんですけども、その先のところは、何かそういうことはお考え、何か、大丈夫なんですか。

○（都市計画課） 緊急避難、その橋が何か落ちたりしないように、耐震で、例えば大地震が来たときにもう通れなくなってしまうと道路が緊急輸送道路としての役割を果たせないんで、まずその耐震化を目指して今回の事業をやっておるといところです。

○（委員） 橋のほうですか。

○（都市計画課） はい、橋のほうメインということで。

○（会長） ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、次の神門通り線につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。特にないですかね。ありませんでしょうか。

はい。

○（委員） 自転車道をやらなかったのは、そういう数がないから、そんな用地がないからしなかった・・・。

○（都市計画課） そうですね、一応、今の施工後のところ、自転車歩行者道というところで3 mを設けております。

○（委員） それは普通に自転車歩道がやっぱり3 mっていうのは大体決まっていますよね、これは決まっていますが・・・。これをしなかった、されなかったのは、それだけ自転車の量がないという感じで決められたんでしょうかね。

○（都市計画課） そうですね、こちらの神門通り線というのが地元と行政のワークショップのほうで幅員構成なんかも決めておりまして、そのときに、おっしゃられるとおり自転車の交通量があまりないというところで、自転車通行帯ではなく自転車歩行者道というのを計画されたのかなというふうに思っております。

○（会長） はい、お願いします。

○（委員） すみません、この鳥居の先というのは大社までの神門通りとかお店とかがあるんですけど、観光客とかがあると、やっぱり車が走ってる上に歩行者があるんで、ちょっと歩道みたいなのがやっぱり狭い感じに思われるんですよね。そこら辺はもうこれ以上の対策はされないということですか。

○（都市計画課） そうですね、この、そうですね、今のところこれ以上の計画は考えておりません。

○（委員） 何か専用、一方通行専用にするとか、そういうお考えもないという感じですか。観光客多いときには、本当に発進、車で行けないとか走れない、路線バスも結構渋滞とかしたりするもので、どうなのかなっていうのもちょっと思ったりしてるんですけど。

○（都市計画課） そうですね、今の、2工区のほうではなくて、今の神門通り線、1工区のほうで、地元のバス会社なんかに北進、ちょっとお願いベースにはなるんですけど、バスが通行するとやはり歩行者が危険になりますので、そちらのほうに、観光バスなんかは北進一方通行で通行してくださいというふうに、ちょっとお願いベースなんですけど、そういった話はさせてもらってます。

○（委員） 橋は広くなるけど、その先は何かまた狭いというのが、何となくどうかなどちょっと思ったりもするんですけど、もう1工区で工事が終わった後なんで、ちょっとな

んとも言えませんが。

○（都市計画課） すみません、あの勢溜まで、出雲大社までの神門通りの全体の話ですかね。

○（委員） はい。あの勢溜までのところが、結構やっぱり運転してるほうも大変だし、歩いてるほうも・・・。

○（都市計画課） 一応それを含めて、1工区を造るときに、シェアードスペースという考え方で、今の幅員を、もともとの幅員は多分、歩道が2.5mあって車道が7m、それを歩行空間を3.5mと、両サイド3.5m取った上で、今、車道が5mという形で、幅員の再配分という形を取ってまして、それで、それに合わせて、昔は黒舗装で白い区画線でやってたりしたんですけど、それを石畳にして、区画線の代わりに明るい石を通すことで、どちらかという速度、幅員が狭くなったので、速度、走る方のほうの速度を抑制した上で広い歩道、歩行空間を確保してるということで、基本的に、それを整備したことによって、一応データとしては車が出すスピードは遅くなってるということで、安全性もある程度は確保されてるのかというところで、速度のほうも30キロ制限のほうかけておるということで、皆さんと、これもシェアードスペースの考え方も、地元の方といろいろ議論した上で、警察含めて、行政全体で決めていったので、どちらかというこの町のにぎわいをそのまま、幅員を広くすると今ある建物を壊さないといけないので、それを生かしながらいかに通りやすい道を造るかということ、一応、神門通りの考え方ができてるというふうに認識しております。

○（委員） 分かりました。

○（委員） この橋の上、橋の上を綺麗にされるんですか。

○（都市計画課） そうですね、この宇迦橋も今の1工区同様、橋面の舗装については石畳で整備する予定でございます。

○（委員） 車道も歩道も・・・。

○（都市計画課） そうですね、車道も歩道も。

○（会長） ありがとうございます。インフラのハードといいますか、こういう整備をしながら、車の量を減らしながらということですかね。ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。委員。

○（委員） もうこれ上部工終わってますよね。

○（都市計画課） 終わってます。

○（委員） 終わってますよね。それで、完了が令和9年なもんだから、ちょっとスピードが遅いなと思って。

○（都市計画課） そうですね、今後の予定といたしましては、今年度、今、上部工終わっておりまして、今年度で橋梁の附属物関係と、あと橋面の舗装。附属物というのは 高欄であったり照明であったりを今年度で仕上げ、7年度中に宇迦橋を供用させます。8年度、9年度につきましては、今、迂回路橋がございまして、そうですね、ちょっと現在の状況という写真見ていただきますと、今、迂回路橋通っていただいている状況でございまして、こちらの撤去を8年度、9年度で進めていく予定でございまして。

○（委員） 撤去もあるんだね。

○（都市計画課） 撤去もございまして。

○（委員） 分かりました。

○（会長） ありがとうございます。

そのほか、大丈夫でしょうか。

それでは、質問等はこちらで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【フォローアップ調査について】

○（会長） それでは、次に、フォローアップ調査の要否について、委員に諮りたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

◎事業完了地区におけるフォローアップ調査について、事務局から説明

- ・ 県から提案する箇所なしと説明。
- ・ 今年度は対象地区なしで一同同意。

（2）抽出箇所、現地調査箇所、担当委員の決定

○（会長） それでは次の議題で、抽出箇所、現地調査箇所、担当委員の決定に入ります。

島根県公共事業再評価委員会運営要領第7条の規定により、会長は審議対象事業の原案を作成し、委員の意見を聞いた上で審議対象事業を決定することとなっております。本年度は21か所と数が多く、また新任の委員さんが3名いらっしゃいますので、昨年度のように全箇所審議を行うのは委員の皆さんの負担が大変大きいかと思っておりますので、従来のように抽出して調査いただくのが適切ではないかと考えています。私は総括意見を担当する

こととなりますので、個別の地区の割当てはないとして、残りの8人の委員の方にそれぞれ担当していただくこととなります。

事務局で事前に希望調査を行っておりますので、調査結果について事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局から抽出（案）、希望調査に基づく担当委員委員（案）の説明

○（会長） ありがとうございます。

それでは、事務局の抽出（案）と担当委員の決定方法について、何か御意見がありますでしょうか。このような方法、方向性で決めさせていただけたらと思いますが、よろしいですか。

それでは、□□委員と○○員で16番と20番の担当をこの場でちょっと調整をさせていただけたらと思いますので、どちらですか。

○（委員） 先言ったほうが勝ちじゃない。

○（会長） 委員のもし御希望ございましたら。

○（委員） 砂防はちょっと得意じゃないので、できたら20番が。

○（会長） 20番に、はい。それでは、玉造を委員、お願いしてもよろしいですかね。

○（委員） はい。

○（会長） それでは、20番を○○委員で、16番のほうを□□委員のほうでお願いいたします。

それでは、担当地区の整理ですかね。○◇委員が10番と15番の2か所、◇◇委員が8番を担当、□□委員が16番を担当、◇●委員が1番を担当、●○委員が14番と3番を担当、私が総括といたしまして、■□委員が2番と11番を担当、○○委員が20番を担当、◆◇委員が4番を担当ということですね。よろしいですかね。担当がないところは会長が総括をとるところですので、もし御担当されていないところで御意見ございましたら私までお伝えいただけると、そちらに集約をさせていただきたいとは思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○（会長） それでは、担当箇所が決まったというところで、分野別の抽出箇所、1、2、

4、8、10、14、16、20ですかね、ここは現地に行って実際、現地視察がありますので、そちらに行って、ぜひ現地で御確認いただいた上、御意見を書いていただければと思います。

それでは、本日の議事は以上となります。各事業の説明資料は、本日使用したものが、各委員には今後の審議に当たり、もっと詳しい資料を要求されるのでありましたら、事務局に申し込んでください。事務局から事業担当課へ連絡し、資料を整理した、整えた上で、申込みのあった委員だけでなく、全員に送付することとします。申込みは随時いたしますので、何か御希望ありましたら事務局に御要望いただければと思います。

委員の皆様から何かありますでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、長丁場となりましたけれども、これで本日の議事は終了いたします。

事務局にお返しします。

○（事務局） 会長様、ありがとうございました。

先ほど会長より資料請求についてのお話がありましたが、それも含め、委員会での課題整理の流れについて御説明いたします。

本日お配りしました資料2ページ目に委員会における課題の流れというのがありますので、こちらでこれからの質疑、やり取りの流れを説明したいと思います。

このA4横の、この緑で囲ってる部分を簡単に説明したいと思います。まず、①のところで、事務局のほうで各地区に対する各委員の皆様からの宿題等を整理いたします。②で該当事業課と確認をいたしまして、必要に応じて各委員の方へ宿題等の内容の確認のメールを送らせていただくことがあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。その宿題等を整理した後、各委員からの宿題への対応ということで追加資料、追加説明のほうを該当事業課のほうで作成し、事務局のほうから各委員全員の方にメールで御回答いたします。この回答に対しまして、また再質問等、再宿題等あれば、また事務局に言っていただければ、また同じような流れで御回答しますので、よろしく願いいたします。いずれにいたしましても、星印に書いてますけども、各委員様の宿題については改めて第4回の委員会でもまとめて御回答いたしますので、よろしく願いいたします。

本日いただきました課題等につきましても、先ほどの流れに従いまして、委員の皆様にもメールにて御回答いたします。また本日以降、質問がある場合も同じように事務局にメールいただければ御回答しますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、今後の日程の確認をさせていただこうと思います。

○（委員） 質問はいつまでですか。

○（事務局） いつまでというのはなくて、適宜、疑問が生じたときに送っていただければと思います。

また、御担当される箇所の意見具申を書かれると思うんですけど、意見具申は9月中のところでお願いしようと思いますので、それまでに間に合うように御質問いただければと思います。

○（事務局） そういたしますと、今後の日程について確認いたします。資料1ページのスケジュールを見ながら確認していただければと思います。抽出箇所の現地調査ですけども、東部の現地調査を第2回委員会といたしまして8月4日月曜日、西部の調査を第3回委員会として8月27日水曜日ということでそれぞれ予定しておりますので、よろしくお願いたします。

また、第4回委員会ですけども、これを10月17日（金）、第5回委員会、これが最後の委員会になりますけども、11月17日（月）で予定しておりますので、よろしくお願いたします。

最終的に知事への意見具申ですけども、11月下旬から12月下旬というところで、今後調整してまいります。今後の現地調査の第2回、第3回の現地調査の案内等については、また委員の皆様にもメールや文書等で適宜行いますので、よろしくお願いたします。

スケジュールについて、皆様、よろしいでしょうか。

そういたしますと、用意した議題は以上になります。本日は長時間にわたり熱心な議事を御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

これにて第1回島根県公共事業再評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。

6. 閉会